



賛助会員募集の ご案内

禅文化研究所は、禅とその文化の
普及発展に努めます



公益財団法人 禅文化研究所

The Institute for Zen Studies

禅とその文化の 普及発展のために

公益財団法人 禅文化研究所は、日本の文学・哲学・教育・美術等の各分野に多大な影響を与え、東洋の精神文化の基幹をなしてきた禅と禅文化を、総合的に研究しその成果を普及するため、禅語録の研究をはじめ、資料調査・資料公開や、広報・普及の諸活動を展開しています。

禅文化普及事業(公益目的事業)

1 研究活動

- ・『祖堂集』や『景德伝灯録』など中国の禅語録の会読
- ・日本の禅語録や禅宗史書の整備
- ・西田哲学の読解討議
- ・印刷物をはじめ、音声、映像など多様なメディアを通して禅を普及する方策

2 広報・普及活動

- ・季刊「禅文化」や研究成果の書籍刊行
- ・公開講演会・一般への講義や講座(サンガセミナー)
- ・インターネットによる広報

3 資料調査・資料公開活動

- ・収集した資料の利用と公開(当研究所内で閲覧可能。令和5年度を目安に、オンラインで簡易検索できるシステムを構築予定)
 - ・臨済宗・黄檗宗寺院所蔵の宝物調査
- 禅文化財COLLECTION (<https://archives.zen-knowledge.jp>) サイトにおける研究所所蔵品の公開(毎月10点程度を公開予定。将来的には、許可をいただいたご寺院様の所蔵品も公開する予定)

共益事業など(収益事業・共益事業)

- ・ソフトウェア開発・サポートなどの収益事業
- ・寺院その他から委託された刊行物の編集刊行
- ・臨済宗黄檗宗連合各派合議所からの事務委託



企画墨蹟展



東西霊性交流



弊所刊行物

賛助会員へのご支助のお願い

募集について

禅文化普及事業の推進にあたっては、書籍販売などの自助努力を行っていますが、継続して活動するための資金がどうしても必要です。

そこで、当研究所は、当研究所の目的および事業に賛同される団体、個人からの寄附金ならびに賛助会員ご入会を募っています。当研究所への寄附金や賛助会費は、法人税法および所得税法上の優遇措置を受けることができます。

ご協力いただきました寄附金や賛助会費は、当研究所の「賛助会員規定」に則り、有効に使用させていただきます。

新型コロナウイルスの影響も受け、厳しい経済状況の折ではございますが、何とぞ、内外から注目と期待を集めております当研究所の意義をお認め頂き、公益活動への格別のご賛同を賜りたく、賛助会員へのご支助をお願い申し上げます。

公益財団法人 禅文化研究所

公益財団法人禅文化研究所 賛助会員募集要項

募集の対象

賛助会員募集の趣旨に賛同する法人・個人を対象といたします。

会員種別

①個人賛助会員	年会費1口1万円(1口以上)
②法人賛助会員	年会費1口3万円 //
③特別賛助会員(法人・個人)	年会費1口10万円 //
④名誉会員	特別会員の中で継続して越格なるご支援をいただいた法人・個人

会員特典

1

季刊『禅文化』等に**ご芳名を掲載**し、ご支援を紹介
します。
(匿名をご希望の場合は、払込通知票にチェックを
入れてください。)

2

禅の教養誌・季刊『禅文化』(年4回発行)を**進呈**
いたします。

3

当研究所発行の刊行物を**特別価格**で提供いたし
ます(一部刊行物除く)。

4

当研究所所蔵図書のコピーサービス及び覆刻サ
ービスを**優待価格**で提供いたします。

5

講演会の受講、各種イベントへの参加等を優待い
たします。

6

特別賛助会員で3口以上の場合には、当研究
所発行の**新刊を謹呈**いたします(一部刊行物を
除く)。

7

所蔵されている墨蹟や文献の
解説なども**優先してお手伝い**
いたします。

季刊『禅文化』
禅の思想や文化・美術などに興味をお持ちの
方のための禅の教養誌。特集やグラビア、連載
など様々なコンテンツを掲載しております。



ご入会の手続き

ご入会は随時受け付けています。払込取扱票に必要事項をご記入の上、
所定の金額をご送金ください。年度末に近いご入会の場合は、ご相談の
上、翌年度からのご入会とさせていただきます。なお、3年以上の継続の
ご入会をお願いいたします。

銀行振込の場合は、必要事項をご記入いただいた払込取扱票をファック
スまたは郵送いただき、右記指定口座宛にお振り込みください。

【お振込み先口座】

銀行名	京都銀行
支店名	太秦安井支店
口座種類	普通預金口座
口座番号	3 1 5 3 6 6 8
口座名義	公益財団法人禅文化研究所 【略称 ザイ)ゼンブンカケンキュウシヨ】

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人禅文化研究所(以下「この法人」という)の定款
第37条に基づく賛助会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 賛助会員は、この法人の趣旨に賛同し、その事業を賛助するために入会し
た個人・法人又は団体をいう。

2 特別賛助会員は、この法人の事業に関し、長期的な観点から特別な賛助を資
する個人・法人又は団体で理事長が承認したものをいう。

3 名誉会員は特別賛助会員の中から、この法人に対する越格なる支援を継続し
て行なった個人・法人又は団体で理事長が承認したものをいう。

(入会)

第3条 賛助会員及び特別賛助会員として入会しようとする者は、賛助会員入会申
込書を提出しなければならない。

(会員審査)

第4条 理事長は、入会の申し込みに対して、その可否を審査して決定するものと
する。

(会員期間)

第5条 賛助会員の会員期間は、定款第6条に定める事業年度(毎年4月1日ー翌
年3月31日)を1期とする。ただし、賛助会員から退会の申し出がない場合は、毎年
度自動的に会員期間を更新するものとする。

(会費)

第6条 会費は次のとおりとする。

- ①個人賛助会員：年会費1口1万円(1口以上)
- ②法人又は団体賛助会員：年会費1口3万円(1口以上)
- ③特別賛助会員(個人、法人又は団体)：年会費1口10万円(1口以上)
- ④名誉会員は特別賛助会員の規定が適用される。

(会費の納入)

第7条 会費の納入は年1回とし、毎年9月末までに納入しなければならない。た
だし、新規賛助会員及び特別賛助会員は、入会時に納入するものとする。

(会費の使途)

第8条 会費は、総額の最大100%まで管理業務に関する会計(法人会計)に充
することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 賛助会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は賛助会員である団体が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 賛助会員は、退会届を提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(除名)

第11条 賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、理事長は、同会員を除
名することができる。

- (1) 本規程に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他賛助会員の地位を継続する事が相応しくないとき。

(変更)

第12条 本規程の変更は理事会の決議を要する。

(附則)

本規程は、平成29年4月1日から施行する。